

十勝川外減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「十勝川外減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川等における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方気象台、十勝総合振興局、流域十勝管内市町村が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とするし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

（事業）

第3条 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（組織）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長、副会長を置き、会長は帯広開発建設部長をあてる、副会長は十勝総合振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理するし、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（対象河川）

第5条 協議会の対象河川は、別表2とする。

（幹事会）

~~第5~~6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表~~2~~3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は帯広開発建設部次長をあてる、副幹事長に

は十勝総合振興局帯広建設管理部事業室長をあてる。

- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理するし、幹事長不在のときは副幹事長が幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（会議の公開）

- 第6-7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

- 第7-8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第8-9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、帯広開発建設部 治水課及び十勝総合振興局帯広建設管理部 治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

- 第9-10条 この要領に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の決定によるものとする。

（附則）

- 第10-11条 本規約は、平成28年6月9日から施行する。
本規約は、平成29年6月29日から施行する。

別表 1 (協議会)

機 関 名	委 員
帯広開発建設部	部 長 (会長)
十勝総合振興局	局 長 <u>(副会長)</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>副局長</u>
釧路地方気象台	台 長
帯広市	市 長
音更町	町 長
士幌町	町 長
<u>上士幌町</u>	<u>町 長</u>
<u>鹿追町</u>	<u>町 長</u>
新得町	町 長
清水町	町 長
芽室町	町 長
中札内村	村 長
<u>更別村</u>	<u>村 長</u>
<u>大樹町</u>	<u>町 長</u>
<u>広尾町</u>	<u>町 長</u>
幕別町	町 長
池田町	町 長
豊頃町	町 長
本別町	町 長
<u>足寄町</u>	<u>町 長</u>
<u>陸別町</u>	<u>町 長</u>
浦幌町	町 長

別表2 (対象河川)

機関名	対象河川名	関係市町村
帯広開発建設部	十勝川水系十勝川、音更川、札内川、利別川、浦幌十勝川、浦幌川、下頃辺川、戸蔦別川、然別川、帯広川、士幌川、途別川、猿別川、礼文内川、牛首別川、久保川、礼作別川、三線川、本別川、美里別川、売買川、美生川、十日川、十弗川、浦幌十勝導水路	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
十勝総合振興局	十勝川水系十勝川、カカヒラ川、カカン川、浦幌川、十勝静内川、ハットン川、常室川、瀬多来川、仁生川、川流布川、浦幌むすね川、旧ハットン川、上旅来川、安骨川、背負川、背負分線川、下牛首別川、礼文内川、旧利別川、コナロ川、牛首別川、農野牛川、上農野牛川、久保川、造林沢川、山蔭川、小川、育素多川、礼作別川、打内川、利別川、十弗川、アネツ川、清見二線川、オシタツ川、四線川、七線川、北九線川、十日川、小村川、高島十五線川、パンク川、ペンク川、三線川、跡見川、親牛別川、居辺川、ワッカクネツ川、押帯川、美蘭別川、蘭辺川、ホナイ川、本別川、モップ川、美里別川、芽登川、イクナ川、旭ヶ丘川、キウシ川、むすね川、スカン川、スカン一号沢川、ホカヒラベツ川、下ホカヒラベツ川、ヒラベツ一号沢川、パンク仙美里川、ペンク仙美里川、足寄川、稲牛川、螺湾川、茂螺湾川、茂足寄川、佐野川、下ワツ川、上ワツ川、塩幌川、ペンケトブシ川、大誉地川、ペンククハツ川、斗満川、ポントマム川、陸別川、清水川、宇遠別川、勲禰別川、陸別熊の沢川、上統内川、新川、明新川、猿別川、旧途別川、稲士別川、須田川、茂登谷川、恩根内川、糠内川、牧場川、サラベツ川、サツチャルベツ川、イタラタキ川、新オシタツ川、途別川、千住川、古舞川、ム川、士幌川、長流枝内川、伊忽保川、サクシュオルベツ川、共成川、北開川、札内川、売買川、機関庫の川、第二売買川、売買川分水路、ヌップク川、オネ川、戸蔦別川、岩内川、南岩内川、北岩内二の沢川、ウエダ川、ホリネツ川、ヒラハタヌ沢川、恵津美川、ヌナイ川、帯広川、旧帯広川、ウハツ川、柏林台川、第二柏林台川、イ	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

	<u>マナ川、新帯広川、雄馬別川、音更川、鈴蘭川、第二鈴蘭川、エンド川、ウオップ川、ナイイ川、糠平川、幌加川、滝の沢川、幽雲川、伏古別川、伏古川、然別川、鎮錬川、ハキノ川、万年川、パンケチン川、ポンパンケチン川、ペンケチン川、瓜幕川、パンケヒバウシ川、上ホナイ川、オウシュ川、シシカリベツ川、シブサヒバウシ川、西士狩川、美蔓川、美生川、ニナイ川、トヤマ川、ピパイロ川、奥の沢川、美馬牛川、ピウカ川、吉井川、芽室川、御影川、渋山川、パンケホナイ川、久山川、イツ川、豊郷川、ホネオップ川、佐幌川、小林川、ペケベツ川、ナイ川、金平川、イシマクシベツ川、パンケオツイ川、パンケオツイ川、広内川、パンケ新得川、九号川、清水ヒバウシ川、パンケニコロ川、パンケニコロ川、パンケナイ川、オウシ川、ピシカナイ川、ニペツ川、トムラウシ川、ポントムラウシ川、ユウトムラウシ川、カメイサナイ川、スポントムラウシ川、東沢川、トナリウシュベツ川、オボタシケ川、タヤ川</u>	
<u>十勝総合振興局</u>	<u>厚内川水系厚内川</u>	<u>浦幌町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>長節川水系長節川</u>	<u>豊頃町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>湧洞川水系湧洞川</u>	<u>豊頃町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>生花苗川水系生花苗川、キモントウ川、一の沢川</u>	<u>大樹町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>当縁川水系当縁川、忠類幌内川</u>	<u>大樹町、幕別町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>歴舟川水系歴舟川、振別川、東川、歴舟中の川、ヌビナイ川</u>	<u>大樹町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>紋別川水系紋別川</u>	<u>大樹町、広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>豊似川水系豊似川</u>	<u>広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>楽古川水系楽古川</u>	<u>広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>広尾川水系広尾川、西広尾川</u>	<u>広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>直別川水系直別川</u>	<u>浦幌町</u>

別表-2-3 (幹事会)

機 関 名	幹 事
帯広開発建設部	次長（幹事長） 公物管理課長 治水課長 帯広河川事務所長 池田河川事務所長 防災対策官
十勝総合振興局	地域創生部地域政策課主幹 <u>帯広建設管理部事業室長（副幹事長）</u> <u>帯広建設管理部地域調整課長</u> 帯広建設管理部維持管理課長 帯広建設管理部治水課長
釧路地方气象台	防災管理官 帯広測候所長
帯広市	総務部総務課長
音更町	総務部情報・防災課長
士幌町	総務企画課長
<u>上士幌町</u>	<u>総務課長</u>
<u>鹿追町</u>	<u>町民課長</u>
新得町	総務課長
清水町	総務課長
芽室町	総務課長
中札内村	総務課長
<u>更別村</u>	<u>総務課長</u>
<u>大樹町</u>	<u>総務課長</u>
<u>広尾町</u>	<u>企画課長</u>
幕別町	住民福祉部防災環境課長
池田町	総務課長
豊頃町	総務課長
本別町	住民課長
<u>足寄町</u>	<u>総務課長</u>
<u>陸別町</u>	<u>総務課長</u>
浦幌町	総務課長

【参考】

水防法の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 19 日施行）

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。